

平成28年度在宅歯科医療推進事業実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、宮崎県が実施する在宅歯科医療推進業務の委託に関して、企画公募を実施のうえ、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものとする。

2 委託業務の内容

(1) 名称

平成28年度在宅歯科医療推進事業

(2) 仕様等

別紙「平成28年度在宅歯科医療推進事業仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から平成29年3月31日まで

(4) 委託費（契約限度額）

1,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

(6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

4 事前説明会

(1) 日時 平成28年9月16日（金）午前10時から（30分程度）

(2) 場所 宮崎県庁7号館733号室

※1 説明会出席について、事前申し込みは必要ありません。当日、直接会場へお越しください。

※2 企画コンペへの参加には、必ずしも説明会への出席の必要はありません。

5 コンペ参加申込書提出期限

平成28年9月26日（月）午後5時までに、下記12の問い合わせ先へ、別添FAX送信票にて送付する。

6 応募の手続き

(1) 提出資料

提案は1社1案のみとする。

①企画提案書

企画提案書の内容については、以下の事項を含めるものとする。

ア 事業の全体概要

イ 構成の視点・コンセプト

ウ 県民への情報伝達上のポイントと工夫した点について

エ 特に配慮した点について

オ 制作・管理体制の内容

カ 過去3年間の制作実績について（当該事業と同等のもの）

②見積書

見積書は、企画料、取材・撮影費、素材制作・編集費、管理費等について経費を記載すること。

(2) その他

- ・提出された企画書等は委託先の選定のみ使用する。
- ・提出された企画書等は返却しない。
- ・企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については応募者の負担とする。
- ・本要領に示した公募参加資格のない者が提出した者が企画書及び提出書類に虚偽の記載がある企画書については無効とする。

(3) 提出期限等

- ・提出期限 平成28年10月7日（金）午後5時まで
- ・提出部数 7部

7 企画コンペの実施

(1) 日時 平成28年10月13日（木）

午前9時30分から午前12時までの時間

(2) 場所 宮崎県庁7号館711号室

※企画コンペの順番については、原則として参加申込みの順番で実施

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ・プレゼンテーションによる採点方式とする。
- ・企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
- ・時間は1社20分程度（説明時間：1社15分以内、質疑応答5分程度）

(2) 審査基準

- ・魅力、斬新性（引きつけられる企画であるか）
- ・広報効果（より多くの対象者に情報が伝わるか）
- ・継続性（継続的な事業効果が期待できるか）
- ・経済性（予算額に対し、目的の達成度が高いか）
- ・実効性（スケジュールは無理のないものか、確実に企画が実行できるか）

9 決定通知

審査終了後、すみやかに結果（採用・不採用）を文書で通知し、決定した業者と業務委託契約を結ぶ。

10 著作権

成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

11 業務委託契約について

(1) 契約締結

契約にあたっては、採択された企画をもとに細部について県と受託予定者で打合せを行った後、契約を締結する。

なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。

(2) 委託料

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、報償費（謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、一般管理費等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものとする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品購入等の業者の財産取得となる経費は対象外とする。

(3) 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実績報告書等を提出すること。

12 問い合わせ先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁3号館4階）

宮崎県福祉保健部 健康増進課 母子・歯科保健担当 大村

TEL：0985（44）2621

FAX：0985（26）7336

E-Mail omura-asuka1@pref.miyazaki.lg.jp